

出産・子育てに関する経済的な支援

出産育児一時金

出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産する場合、42万円（上限）を支給します。

出産予定の方と産科医療保障制度に加入している医療機関で契約を交わすと、一時金を村から医療機関に直接支払うことができます。（直接支払制度）

必要なもの

- ①国民健康保険証
- ②直接支払制度の合意書
- ③出産費用の明細書又は領収書
- ④印鑑

[担当・問い合わせ]  住民課保険年金係
0475-32-2115

児童手当

児童手当

中学校卒業まで（15歳になって最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方に支給します。扶養親族等の数に応じた所得制限があります。

支給額

児童の年齢	児童手当額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

請求者の所得が所得制限額以上の場合は、特例給付（月額一律5,000円）の支給または支給されることがあります。

支給時期

毎年6月、10月、2月の15日（15日が休日の場合は直前の金融機関営業日）にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

（例）6月の支給日には2月から5月分の手当を支給します。

必要なもの

- ①請求者名義の振込口座のわかる通帳
又はキャッシュカードの写し
- ②請求者の健康保険証の写し

※お子さんと別居の方は、他に書類が必要な場合があります。
※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117



医療費の公費負担・助成

新生児聴覚スクリーニング検査事業

新生児の聴覚障がいや早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的とする事業です。

出生後50日以内に受検した新生児聴覚スクリーニング検査に対して母子健康手帳別冊の受診券を使用することで3,000円を助成する制度です。

県外の産院で出産し、母子健康手帳別冊を使用しなかった場合には償還払いの制度があります。

[担当・問い合わせ]  健康推進課(保健センター) 0475-32-6800

高校生等医療費助成事業

高校生等(18歳の年度末まで)の医療費の一部又は全部を助成します。

事前に資格登録は不要です。医療機関を受診したら、必要書類を添えて申請してください。

自己負担金	通院: 1回300円 入院: 1日300円 調剤: 無料 ※村民税所得割非課税世帯は自己負担なし
助成方法	償還払い 領収書、お子さんの保険証及び高校等の生徒証の写しを子ども教育課へ持参してください。後日、保護者の口座へ助成金を振り込みます。

[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター) 0475-32-2117

未熟児養育医療給付

出生児の体重が2,000g以下など、身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院治療が必要と認めたお子さんにかかる医療費の一部を公費で負担します。助成は、指定医療機関での治療に限り、所得に応じて自己負担があります。

[担当・問い合わせ]  健康推進課(保健センター) 0475-32-6800

子ども医療費助成事業

0歳から中学校3年生までのお子さんが病気やけがで保険診療を受けたときにかかった医療費の全部又は一部を助成します。

お子さんの出生時又は長生村に転入したときに、資格登録手続きが必要です。

自己負担金	通院: 1回300円 入院: 1日300円 調剤: 無料 ※村民税所得割非課税世帯は自己負担なし
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉県内での受診: 現物給付「子ども医療費助成受給券」と健康保険証を医療機関で提示することで、保険適用医療費は上記自己負担金のみでの支払いとなります。 ●千葉県外での受診、受給券を忘れた場合など: 償還払い 医療機関で支払った医療費の領収書を子ども教育課窓口へ持参してください。後日、保護者名義の口座へ助成金を振り込みます。

資格登録申請に必要なもの

- ① お子さんの健康保険証の写し
(出生時は後日提出で可)

[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター) 0475-32-2117



その他の支援

おめでとう赤ちゃんプレゼント事業

赤ちゃんのお誕生のお祝いとして「こども商品券」をプレゼントします。

対象者	出生日に長生村に住民登録のある 子どもの保護者
商品券金額	第1子及び第2子 10,000円分 第3子以降 20,000円分
配布方法	新生児訪問時

[担当・問い合わせ]  健康推進課(保健センター)
0475-32-6800

乳幼児家庭支援事業

乳幼児のいる家庭に対し、ごみ袋を配布しています。

対象者	住民登録のある0~3歳の 子どもの保護者
配布物	長生郡市広域市町村圏組合指定 燃えるごみ専用袋30Lを3袋
配布時期	4月1日~3月31日 ※0歳児は新生児訪問で配布します。

[担当・問い合わせ]  健康推進課(保健センター)
0475-32-6800

子育て応援！チーパス事業

千葉県では、子育て家庭を応援する優待カード「チーパス」を配布し、「子育て応援！チーパス事業」を実施しています。

子育てを応援する「チーパスの店」(協賛店)でこのカードを提示すると、お店独自のサービスを受けることができます。



サービスの例

- ◆〇〇円以上お買い上げで、〇%割引
- ◆毎週〇曜日はポイント〇倍 ◆お様に景品プレゼント
- ◆おむつ交換場所の提供 など

「チーパスのお店」は専用ホームページ「チーパススマイル」から検索することができます。
<https://chi-pass-smile.pref.chiba.lg.jp>



また、各都道府県で実施されている子育て支援パスポート(千葉県の場合、チーパス)事業は共通展開されており、他都道府県でも右のロゴマークの協賛店でチーパスを提示するとサービスを受けることができます。



電子版「チーパス」もご利用ください!

令和3年4月、電子版「チーパス」がスタートしました。パソコン・タブレット、スマートフォンから専用ホームページ・アプリ「チーパス・スマイル」で利用登録をすることで使用できます。スマートフォンやタブレット端末に表示した電子版「チーパス」を協賛店で提示するだけでお得なサービスを受けることができます。紙のチーパスを忘れた時にも利用できますので、ぜひご利用ください!



[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117